

平成28年2月10日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成28年2月10日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米市市民会館第1会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	青柳 一男 委員		24番	藤原 昇一 委員
2番	飯田三津雄 委員		25番	横溝 哲夫 委員
3番	笠 幸夫 委員		26番	石井 孝雄 委員
4番	城戸 新 委員		27番	高山 憲行 委員
5番	古賀 誠一 委員		28番	柳 壽祥 委員
6番	田中 祥晃 委員		29番	土師 哲夫 委員
7番	吉富 巧 委員		30番	田中 弥生 委員
8番	安德 高輔 委員		31番	日比生和雄 委員
9番	深川 嘉穂 委員		32番	権藤 年明 委員
10番	諸藤 澄夫 委員		33番	野村 邦昭 委員
11番	山口 好秀 委員		34番	久佐木利光 委員
12番	一木 英司 委員		35番	猪口 峯子 委員
14番	緒方 義範 委員		36番	菰田 盛行 委員
15番	池田 三喜 委員		37番	松延 洋一 委員
16番	田中 正満 委員		38番	納戸 勝浩 委員
17番	豊福 茂敏 委員		39番	佐藤 豊 委員
18番	野村 泰徳 委員		40番	市川 範子 委員
19番	原 一夫 委員		41番	合戸 利弘 委員
20番	青木美千子 委員		42番	末松 活幸 委員
21番	吉岡 正博 委員		43番	中島 邦博 委員
22番	北川 玲子 委員		44番	廣重 孝 委員
23番	古賀 義近 委員			

欠席委員は次のとおりである。

森崎 巨樹 委員

事務局の出席者は8名である。

**議 長** それでは、早速2月の農業委員会総会をただいまから始めたいと思います。  
議題の「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**事 務 局** おはようございます。  
まず1ページをお願いいたします。  
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」  
農地の所有権移転、賃借権設定、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。  
所有権移転。  
第2選挙区、1番から2番の2件です。  
第3選挙区、3番、4番と2ページをお願いいたします。5番から7番の5件です。  
第4選挙区、8番と3ページをお願いいたします。9番から11番の4件です。  
4ページをお願いいたします。  
第7選挙区、12番、13番の2件です。  
賃貸借権設定。  
第7選挙区、14番の1件です。  
続いて、5ページをお願いいたします。  
使用貸借権設定。  
第1選挙区15番から18番の4件です。  
以上、1番から18番までの申請案件につきましては、農地法第3条2項各号の審査基準について、地域審査会でも説明を行っておりましたが、審査表のとおり不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。  
以上で説明を終わります。

**議 長** 本議案の審議番号13番及び14番は新規就農者の取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について地元副会長より報告をお願いいたします。  
審議番号13番及び14番は、第7選挙区の案件でございますので、廣重副会長から報告を受けたいと思います。

**廣重副会長** それでは、皆様方に報告をいたします。

第7選挙区の件でございます。

今、お話がありましたように、審議番号13番、14番については、新規就農の件につきまして地域審査会においてヒヤリングを実施しましたので、皆様方に報告をいたします。

申請人は犬塚校区の玉満地区に住まれており、現在無職です。

農業経験は子供のころより親戚の農業手伝い、畑の維持管理を行った程度ですが、自分でつくった安全なものを食べることに関心があり、隣近所の農家から進められ、本格的に生産、販売農家として新規就農されるということです。

営農計画は米、麦、大豆、野菜を生産するという計画で、将来はJAに出荷できるようにしたいということです。

農機具につきましては、トラクター、軽トラックを所有しています。コンバイン、耕運機、田植え機は当面借りるということです。

働き手は同居している親族や、知人に協力をしてもらい、営農については、近隣の専業農家に指導を受けながら取り組まれるということです。

ヒヤリングの結果、本人のやる気も十分に見受けられるため、地域審査会においては問題ないと判断をしております。

以上、報告をいたします。よろしく願いをいたします。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。  
続きまして、「第2号議案 農地転用計画変更承認申請について」でございますが、審議番号2番及び3番につきましては、次の「3号議案 農地法第5条の規定によ

る許可申請について」と関連のある案件でございますので一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** それでは、6ページをお願いいたします。

「第2号議案 農地転用計画変更承認申請について」

農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

第5選挙区1件です。

1、申請地、北野町金島、地目、田、1,705m<sup>2</sup>、申請理由、目的を変更するもので、計画内容としては学習塾建設用地を太陽光発電設備に計画変更するものです。

第7選挙区、2番から3番の2件です。

2、申請地、三潞町田川、田、177m<sup>2</sup>、申請理由、事業主を変更するもので、計画内容として\*\*\*\*を、持ち分4分の3、\*\*\*\*、持ち分4分の1、\*\*\*\*に計画変更するもので、第3号議案11番と関連いたします。

3番、申請地、三潞町田川、田、220m<sup>2</sup>、申請理由、権利の種類、目的及び事業面積を変更するもので、計画内容として使用貸借権設定、共同住宅及び敷地拡張（農業用倉庫）517m<sup>2</sup>を所有権移転、贈与、敷地拡張（自己用住宅）220m<sup>2</sup>に計画変更するもので、第3号議案12番と関連します。

続きまして、7ページをお願いいたします。

「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請書が提出されたので付議します。

第1選挙区、1番から2番の2件です。

1番、申請地、藤光町、田、432m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

2番、申請地、高野二丁目、畑、491m<sup>2</sup>、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

第2選挙区、1件です。

3番、申請地、大善寺町藤吉、田、214m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

第4選挙区、1件です。

4、申請地、田主丸町野田、田、534m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施

設に供するもので、不許可の例外に該当するものです。

8 ページをお願いいたします。

第5選挙区、5番から7番の3件です。

5番、申請地、北野町中川、田、215m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、農業用資材置場として利用するもので、農地区分は農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するもので、不許可の例外規定に該当するものです。

6番、申請地、北野町高良、田、2,087m<sup>2</sup>、申請地を借り受けて、食鶏処理加工施設を建築するものです。

7番、申請地、北野町今山、畑、68m<sup>2</sup>、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

第6選挙区1件です。

8番、申請地、城島町檜津、田、326m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

9 ページをお願いいたします。

第7選挙区、9番から12番の4件です。

9番、申請地、三潞町田川、田、計の1,601m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、社屋を建築するものです。

10番、三潞町玉満、田、514m<sup>2</sup>、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

11番、三潞町田川、田、177m<sup>2</sup>、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するもので、不許可の例外規定に該当するものです。

12番、三潞町田川、田、220m<sup>2</sup>、申請理由は申請地を譲り受けて、自己用住宅の敷地として拡張するものです。

以上で説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

第2号議案、審議番号2番及び3番につきましては、3号議案の報告の中であわせてお願いいたします。

それでは、第2号議案の1番は、第5選挙区の案件でございますので日比生副会長から報告を受けたいと思います。

あとは第3号議案の番号に沿って順次選挙区ごとに報告をお願いいたします。

**日比生副会長** それでは説明いたします。

2号議案の審議番号1番でございます。地図ナンバーも1番でございます。

申請の場所は西鉄大城駅から西に150mのところでございます。変更申請の理由につきましては、平成4年9月30日に学習塾建設用地として農地法第4条の規定による転用許可を受けましたが、資金面で調達の目処がつかず、太陽光発電に計画変更をするものでございます。

なお、既に、現地が施工済みであるために、農地法の順守につきまして強く指導をいたしまして、始末書を提出させておる次第でございます。地域審査会では問題ないと確認をいたしましたところでございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

**古賀副会長** それでは、5条、審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは4番です。

申請地は荒木中学校から東へ約250mのところに位置します。転用目的は、露天駐車場となっております。農地区分については、市街化が見込まれる区域として、市街地に近接する区域内であり、10ha未満規模の農地の区域内にある農地であるため、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を設置し、北側水路へ放流いたします。

汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、既存コンクリートブロック及び新設コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。支障ありません。

水利関係承諾書につきましては、地元水利組合長より承諾を得てあります。

続きまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは5番です。

申請地は小森野小学校から南東へ800mのところに位置します。転用目的は、露天駐車場となっております。農地区分については、市街化が見込まれる区域として、市街地に近接する区域であり、10ha未満規模の農地の区域内にある農地であるため、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、西側水路へ放流いたします。

汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、既存畦畔の利用及び緩衝地を設けることで土砂の流出を防ぎます。

水利関係承諾書につきましては、高野小森野土地改良区より承諾を得ております。  
以上、2件の申請につきまして、地域審査会で現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。  
御審議のほどよろしく願いいたします。

**諸藤副会長** 第2選挙区より、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは6番です。  
申請地は大善寺小学校から北西へ約100mのところに位置しています。転用目的は、申請地を取得して自己用住宅を建築するものです。農地区分については、市街化が見込まれる区域として、市街地に隣接する区域にあり、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。  
雨水につきましては、敷地内に溜枳を設置し、北側道路側溝へ放流されます。  
汚水生活雑排水は市下水道へ接続されます。  
被害防除につきましては、既存及び新設するコンクリートブロックによる計画となっております。  
水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ています。  
以上、1件の申請につきまして、地域審査会で現地調査を実施し審査いたしました結果、転用やむなしと判断しております。  
御審議のほどよろしく願いいたします。  
以上です。

**柳副会長** 第4選挙区から、審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは7番です。  
申請地は田主丸総合支所から北に1kmのところに位置します。転用目的は、自己用住宅となっております。農地区分については、おおむね10ha以上の広がりがある農地であり、1種農地ではありますが、農業の振興に資する施設に該当し、1種農地の例外規定を適用しております。  
雨水排水につきましては、北側の側溝に放流します。  
汚水生活雑排水については、東側の既存公共下水道管に接続いたします。  
被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを施し、土砂の流出を防ぎます。  
水利関係承諾書につきましては、大石堰土地改良区及び水利組合より承諾を得ております。  
以上、1件の申請につきまして、地域審査会で現地調査を実施し、審査いたしました



た結果、転用については支障がないものと判断しております。  
御審議のほどよろしくお願いいたします。

**日比生副会長** 第5選挙区でございます。説明をいたします。

まず最初に、審議番号5番でございます。地図は8番でございます。

申請の場所は西鉄金島駅から、北に約800mのところでございます。申請理由は、申請人が申請地を取得し、農業用資材置き場にするための転用申請でございます。農地区分は、農用地区域の農地でございますが、農業用施設用地への用途区分変更を行うものでございまして、不許可の例外規定を適用いたしております。

被害防除といたしまして、隣接地の境界にはコンクリートブロックで土留め工事を行い、土砂の流出を防止する計画でございます。

雨水につきましては、自然流下及び溜柵を設け東側の既設水路へ放流する計画です。地元自治会長及び床島堰土地改良区の排水同意及び意見書をとってございます。

次にまいります。審議番号6番、地図ナンバー9番でございます。

場所は、北野総合支所から南西に約1,200mのところでございます。申請理由は、申請人が申請地を借り受けまして、食鶏処理加工施設を建設するための転用申請でございます。農地区分は、申請地は水道管、下水管が埋設している4m以上の沿道の区域であって、500m以内に2カ所の医院がありますので、第3種農地と判定いたしております。

被害防除といたしまして、隣接地との境界にはL型擁壁による土留め工事を行い、土砂の流出を防止する計画です。

雨水につきましては、溜柵を設け、北側の既設水路へ放流する計画となっております。

食鶏処理水利につきましては、既設の浄化槽を通じて、北側の既設水路へ放流する計画でございます。

また、汚水生活雑排水は既設の下水管に接続する計画です。

地元自治会長及び床島堰土地改良区の排水同意、意見書もとってございます。

最後でございます。審議番号7番です。地図は10番でございます。

場所は、総合支所から南に約100mのところでございます。申請理由は、申請人が母親から申請地を借り受けまして、自己用住宅を建設するための転用申請でございます。農地区分は申請地土地計画区域の用途地域内にあるため、第3種農地と判定いたしております。

被害防除といたしまして、隣接地との境界にはコンクリートブロックで土留め工事を行い、土砂の流出を防止する計画です。

雨水につきましては、自然流下及び溜柵を設け、南側の既設水路へ放流する計画です。

なお、汚水生活雑排水は既設の下水道に接続する計画でございます。

地元自治会長の排水同意とっております。床島堰土地改良区は区域外となっております。

以上、3件につきまして、委員全員で現地確認いたしまして、審査会では問題ないことを確認いたしましたところでございます。

審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

**松延副会長** 続きまして、第6選挙区、現地調査結果について報告いたします。

審議番号8番、地図番号は11番です。

申請人は\*\*\*\*で、自宅の隣に駐車場を整備しようとするものです。申請地は、総合支所からおおむね500m以内の農地で、第2種農地と判断しています。

被害防除計画については、雨水は既設のU字工を通じて東側水路に放流するなど、特に問題はないと思われま。

また、土地改良区からの排水、並びに転用同意も得ています。

城島地域審査会では現地調査会を行い、転用やむなしと判断しています。

以上、1件の御審議よろしく願いいたします。

**廣重副会長** それでは、第7選挙区のほうから報告をいたします。

審議番号は9番です。図面番号は12番について説明をいたします。

申請地は、三潞校区の田川西地区にあり、西鉄三潞駅から北西へ約500mに位置し、農地区分は都市計画法に規定する用途地域内にある農地であり、第3種農地になります。転用目的は申請地を取得し、本社が用地として利用するものです。

被害防除につきましては、周囲にL型擁壁を設置し、雑排水は合併浄化槽を設置し、また雨水は溜柵を通じ、西側水路へ放流されるため、特に問題はないと思われま。

なお、筑後川土地改良区の排水処理に転用同意も得ております。三潞地域審査会において、現地調査の結果、転用やむなしと判断しております。

続きまして、審議番号10番、図面番号13番について説明をいたします。

申請地は犬塚校区の玉満地区で、西鉄犬塚駅から約東へ200mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅がある農地であり、農地区分は第3種農地になります。転用目的は申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

被害防除につきましては、雨水は溜桝を設置し、北側側溝へ排水のため特に問題はないと思われます。

なお、筑後川土地改良区の排水処理、転用同意も得ております。三潞町審査会において、現地調査の結果、転用やむなしと判断をしております。

続きまして、審議番号11番、図面番号14番について説明をいたします。

申請地は、三潞校区の田川地区にあり、西鉄三潞駅から南東へ約750mのところの位置します。当初の申請では、申請地を\*\*\*\*が譲り受け、自己用住宅として利用するものとして、昭和58年2月1日に農地法第5条の許可を得ておりました。計画変更の理由につきましては、\*\*\*\*が自己用住宅を断念されたため、池田利菜氏が譲り受け、今回、自己用住宅で変更申請がなされたものです。農地区分は第1種農地ですが、第1種農地例外規定、地域農業の振興に資する施設に利用するものに該当します。

被害防除につきましては、家庭用排水、合併浄化槽を設置し、北側側溝へ放流するため、特に問題はないと思われます。

また、筑後川土地改良区の排水処理、転用同意も得ております。地域審査会において現地調査確認をいたしましたが、変更やむなしと判断をしております。

続きまして、審議番号12番、図面番号15番について説明をいたします。

申請地は三潞校区の田川地区で、西鉄三潞駅から北西へ約120mに位置します。当初の申請では、申請地を\*\*\*\*が譲り受け、共同住宅及び敷地拡張として利用するものとして平成25年7月30日に農地法第5条の許可を得てありましたが、変更の理由につきましては、資金調達の目処がつかなくなったため、今回、敷地拡張で変更申請がなされたものです。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域にある農地で、第3種農地と判定をしております。

被害防除につきましては、ためますを設置し、東側水路へ放流されるため特に問題はないと思われます。

なお、筑後川土地改良区の排水処理、転用同意も得てあります。三潞地域審査会において全員で現地調査の結果、転用やむなしと判断をしております。

以上4件について、全員で現地確認をして転用やむなしと判断をしておりますので、皆様方の御審議、よろしくお願いたします。

以上です。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方はお願いをいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。なお、採決にあたりましては、第2号議案、第3号議案に分けて採決いたします。それでは、「第2号議案 農地転用計画変更承認申請について」賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、2号議案は可決されました。よって、県へ送付いたします。  
引き続きまして、「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により3号議案は可決されました。よって、県へ送付いたします。  
続きまして、「第4号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。  
本議案の審議番号3番は、農業委員会に関する法律第24条第1項の議事参与の制限に該当いたします。よって、審議番号3番と、それ以外に分けて審議いたします。それでは、第4号議案のうち、審議番号3番を除く議案についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案10ページをお願いいたします。

「第4号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」

農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

第5選挙区、1番、2番、2件です。

1番、申請人、北野町大城、\*\*\*\*、経営面積1万329m<sup>2</sup>、農用地利用計画に従い利用すると認められます。

2番、申請人、北野町上弓削、\*\*\*\*、経営面積2万593m<sup>2</sup>、農用地利用計画に従い利用すると認められます。

以上、説明を終わらせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第4号議案のうち、審議番号3番を除く議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案のうち審議番号3番を除く議案について可決されました。

続きまして、第4号議案のうち審議番号3番についてを議題といたします。

\*\*\*\*委員の退席を求めます。

「\*\*\*\*委員退席」

議 長 それでは、審議番号3番について事務局の説明を求めます。

事 務 局 同じく議案、10ページをごらんください。

第4号議案、3番について御説明申し上げます。

「第4号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」

農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたもので、付議いたします。

第5選挙区、3番です。

3番、申請人、北野町中川、\*\*\*\*、経営面積25万4,881m<sup>2</sup>、農用地利用計画に従い利用すると認められます。

以上、説明を終わらせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第4号議案のうち、審議番号3番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案のうち、審議番号3番については可決されました。  
審議番号3番は終了しましたので、退席されています\*\*\*\*委員の出席を求めます。

「\*\*\*\*委員入席」

議 長 \*\*\*\*委員に報告いたします。審議番号3番は可決されました。  
続きまして、「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案11ページをお願いいたします。

「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」

あっせん申出書の提出があったので付議いたします。

第5選挙区、1番、2番、2件です。

1番、申出人、北野町金島、\*\*\*\*、名簿登録者からの申し出です。対象地、北野町金島、田、413m<sup>2</sup>、あっせん委員は日比生和雄委員、久佐木利光委員です。

2番、申出人、北野町上弓削、\*\*\*\*、所有者からの申し出です。対象地、北野町上弓削、田、774m<sup>2</sup>、あっせん委員は権藤年明委員、野村邦明委員です。

第6選挙区、3番、4番、2件です。

3番、申出人、城島町浮島、\*\*\*\*、所有者からの申し出です。対象地、城島町浮島、田、2,879m<sup>2</sup>、あっせん委員は納戸勝浩委員、佐藤豊委員です。

4番、申出人、城島町上青木、\*\*\*\*、所有者からの申し出です。対象地、城島町上青木、田、2筆計5,249m<sup>2</sup>、あっせん委員は納戸勝浩委員、佐藤豊委員です。

以上、説明を終わらせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第5号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第5号議案は可決されました。続きまして、「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案12ページをお願いいたします。

「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

第2選挙区、1番、2番、2件です。

1番、所在、安武町安武本、田、5筆計4,991m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しとなります。

2番、所在、荒木町下荒木、田、3,512m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れとなります。

第3選挙区、3番、1件です。

3番、所在、太郎原町、田、2筆計4,224m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れとなります。

13ページをお願いいたします。

第5選挙区、4番から7番、4件です。

4番、所在、北野町中川、畑及び田、2筆計2,299m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しとなります。

5番、所在、北野町十郎丸、田、1,199m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れとなります。

6番、所在、北野町鳥巢、畑及び田、6筆計7,290m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れとなります。

7番、所在、北野町大城、田、520m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しとなります。

14ページをお願いいたします。

第6選挙区、8番、1件です。

8番、所在、城島町芦塚、田、2,635m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しとなります。

以上、1番から、8番の各申請案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第6号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。



全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛、通知いたします。

以上をもちまして議案の審議は終わります。

続きまして、報告事項に入ります。

「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」

16ページ、「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について」

18ページ、「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」

26ページになります。「報告第4号 農地法第3条の規定による許可の取消願について」

次、27ページです。「報告第5号 農地移動適正化あっせん事業について」までを一括して議題といたします。

事務局の説明を省略いたします。

質疑ございませんか。ようございますかね。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、従いまして、第1号から、報告第5号までの報告事項を終わります。

次にお諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

「なしの声」

議 長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、26番、石井孝雄委員、43番、中島邦博委員にお願いをい

たします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。